

不利益処分基準（公表用）

様式第4号

所管課 危機管理防災課

法令名	高压ガス保安法	法令の番号	昭和26年法律第204号					
不利益処分の種類	第二種製造者又は第二種貯蔵所、販売業者又は特定高压ガス消費者の停止命令	根拠条項	第38条第2項					
処分基準	法第38条第2項の各号の一に該当しているとき							
対応区分	① 聴聞の実施 2 弁明の機会の付与	処理機関	危機管理防災課	交付機関	危機管理防災課		目次NO	29～